

1. 食品に含まれる指定成分等(制度の概要等)について確認し、合意を得る(資料1)。
2. 当部会における指定成分等の審議の公開の取扱いについて審議し、合意を得る(資料2-2)。
3. 合意が得られた場合には、資料2-2に基づき、以後の審議は非公開とする。
部会の進行を一旦終了し、傍聴者退席後に審議を再開する。
なお、非公開時の資料については原則公開、議事録については委員名や商品名が特定される事項等をマスキングして後日公開する。